こだま

初孫のひな祭り

広島市西区 主婦 登 智恵 56歳

新型コロナウイルスの感染が広がり始めた3年ほど前、神奈川県に住む長男のお嫁さんの妊娠が分かった。彼女の体調と赤ちゃんの成長がとても心配だった。

幸いなことにその夏、私たちにとって初孫となる女の子が生まれた。長男から生まれたばかりの孫娘の写真がスマートフォンに送られ、うれしくて何時間も眺めていた。

孫に会いたくても緊急事態宣言がたびたび発表され、長男の元に行くこともままならない。スマホに写る写真と動画でしか、孫の様子を楽しめなかった。

初めての桃の節句は生後6カ月。送られた写真では、ベビーチェアに寝転んだ孫が赤い着物を身に着け、立派なひな人形の横で笑っていた。人形はお嫁さんのご両親から買っていただいたという。

2回目のひな祭りは、ベージュの着物を着てケーキ、おすし、お菓子を前に笑顔の様子。写真から天真らんまんさが伝わってきた。3回目の今年は2歳になり、花が飾られた室内で水色のワンピース姿でひょうきんな表情である。

写真や動画に写ったかわいらしい孫娘を見るにつけ、早く会いたいという気持ちが募ってくる。

それでもこの春、コロナ禍の規制がやっと緩和された。来年こそはうちでひな祭りを開き、みんなで孫の成長を祝いたいと思う。

私の一枚

ひな祭り

私が小学2年生、昭和28（1953）年ごろだろうか。自宅で開いたひな祭りの一枚である。段ばで、担任だった植田先生を囲み、近所の仲良しの友に撮影した。私は前列右、に座っているのが弟だ。

母がこしらえてくれたりどりのちらしずし、当時たソーセージが並び、「お」と言いながら食べたようにいる。

段飾りは祖父の手作りに飾ってあったのは確かったような気がする。残念今、私の手元にはない。

大切に育ててもらったしく思う。そしてあれからんなどうしているかなあ。

（福山市 平松法美

所有する土地を前に「私が生きているうちに何とかしたいんです」と語る男性。国への引き渡しを希望している

相続したけど

不要な土地 手放したい

土地や家に関する相続ルールの変更が、今月から来年4月にかけて相次ぐ。27日から、不要な土地を国に引き渡すことができる制度がスタート。来年4月には、不動産名義を故人から書き換える「相続登記」が義務化される。背景には所有者が分からなくなり、放置される土地や空き家が増えている現状があるという。（赤江裕紀）

国に引き渡す制度始まる／相続登記も来年義務化へ

「寝ても覚めてもあの土地が気になっている。嫁いだ娘たちに迷惑をかけたくない」。広島市東区の男性(81)は、亡くなった母から相続した土地のことで思い悩んでいた。

男性は27年前に母を亡くし、母の所有するアパートと土地を相続した。直後に建物は解体し、66平方㍍の宅地が残った。国道2号に近くて一見すると便利な場所。だが、売却しようとしたが土地の前の道路幅が狭く、不動産業者には仲介を断られた。

2カ月に1回通い、草抜きなどの手入れをしてきたが、最近はしんどくなった。そんな時に知ったのが27日に始まる「相続土地国庫帰属制度」だった。「売れるものなら売りたいけど、国に引き取ってもらえるならそれでもいい」とこぼす。

相続土地国庫帰属制度は、相続した土地を手放したいという時に、国に引き取ってもらえる仕組み。これまで土地を相続したくない場合は「相続放棄」という選択があった。ただ、相続放棄すると、土地だけでなく、預貯金など全ての資産を同時に放棄することになる。

土地を国に引き取ってもらうには、いくつか条件がある。例えば、建物がある土地は対象外。他にも崖がある、土壌汚染や埋設物があるなども対象とならない。複数で相続した場合は全員の同意が必要となり、まずは、法務局に相談するといい。

法務局に申請し、審査を経て承認されると10年分の土地管理費に当たる負担金を納める必要がある。負担金は最低20万円で、宅地や森林など土地の区分や場所によっても異なる。

広島法務局は電話や対面で相談を受けており、この1カ月半で約160件に上る。相談の多くは山林や農地で、場所や境界がはっきりしないケースという。同局不動産登記部門の河村さゆり表示登記専門官は「実際に土地を管理していないと、要件を満たしにくい。まずは売却や地域での活用を探り、国庫帰属は最終手段だと思ってほしい」と話す。

同法務局によると、制度の背景には所有者が不明となった土地の増加があるという。2020年の国土交通省の調査では、全国の土地の所有者不明率は24%に上り、災害からの復旧や公共事業の土地取得を難しくしていることがある。広島県内では、18年の西日本豪雨の被災地の復旧事業にも影響。県砂防課によると、砂防ダムの建設予定地で所有者不明が課題となっており、工事延期や設計変更を迫られている場所もあるという。

来年4月に実施されるのが相続登記の義務化だ。これまでは任意だったが、亡くなった人が登記上の所有者のままで、実際の所有者が分からなくなり、連絡がつかない場合が多かった。今後は不動産の取得を知った日から3年以内の申請が必要で、義務化以前に相続した不動産も対象となる。正当な理由がなく怠った場合は10万円以下の過料が科せられる。

長年放置した不動産の登記には、手間も時間もかかる。安佐北区のパート女性(74)は昨年11月、空き家となっている亡き夫の実家の相続登記の手続きを始めた。

夫の持ち分3分の2を、5カ月かけて女性名義に変更。残りは25年前に亡くなった夫の母の名義だ。相続人には韓国在住の親戚もいる。「必要書類の作成のためとはいえ、会ったこともない親戚に連絡を取るだけでも大変だった」と戸惑っている。

相続土地国庫帰属制度の対象にならない土地の例

- 建物がある
- 土壌汚染や埋設物がある
- 崖がある
- 権利関係に争いがある
- 担保権などが設定されている
- 通路など他人が使用する

所有者不明の事例増 災害復旧に影響も

不動産利用の活発化に期待

吉本朋晃司法書士(36)＝広島市佐伯区湯来町

今回注目したいのは、相続登記の義務化です。長年放置されていた不動産は相続登記をしていない場合もあります。困るのは、いざ不動産活用をしようとした時です。相続人が多くなってしまい、親族に連絡しても返事がなく、手続きが進まない例もありました。

いつか誰かが、手間や費用をかける必要があるならば、相続人が増える前に早めに取りかかることをお勧めします。相続登記の義務化により、眠っている不動産の利用が活発になると期待されます。

ただ、手続きは簡単ではありません。国だけでなく、行政が未活用不動産の相談窓口を設置するなどワンストップで地域の実情に合わせた対応ができる仕組みづくりが必要だと思います。